



いま 戦争体験を語る、聴く

11月22日 ラ・ホールで戦後61年:アメリカの軍事戦略への自衛隊の協力、ミサイル防衛への参加、平和憲法の改定などを求められている。だから、戦争の話を聴いて次世代に語り継いでいきましょう。

◆富士語りへの会より

○望月寅雄さん「満蒙開拓義勇軍そしてシベリア抑留」

○佐藤清さん「フィリピン飢餓の中からだ一人生還」

○橋口傑さん「飢餓とはどういふことか」

◆11月22日午後6時30分

◆ラ・ホール富士 3階第1会議室



作る 地域の九条の会

「九条の会」は6月10日の全国交流集会で「9条守れ」の世論を大きく広げるため、「会」を全国の市区町村・丁目・学区、職場・学園に網の目のようにつくり、相互のネットワークを強めて情報や経験を交流し、協力しあいましょう。その成果を来年の第2回全国交流集会にもちよりましょう。」と訴えました。

富士・九条の会は、富士市内の地域の会の立ち上げを応援します。あなたの地域の準備会の様子などを事務局までお知らせ下さい。本ニュースでも紹介させていただきます。

鷹岡九条の会(準備会)

10月5日 鷹岡市民プラザ

富士・九条の会世話人会の報告や日本高齢者大会憲法分科会の報告を聞き、全国各地の運動に励まされ、鷹岡で活動の進め方を相談しました。年末は忙しいので一月中旬の発足を目標に準備を進めることにしました。発足会では戦争体験の話、平和を守る川柳や短歌の紹介、憲法のうたをやることや、簡単な会の申し合わせ事項(憲法9条を守っていく活動の展開、各町内から世話人を選び全体の総意で活動していくことなど)を決めていこうと話合いました。

次回は11月18日。(左記参照)

年金九条の会(富士・富士宮)

10月24日 鷹岡公民館

今回は国民保護法に基く富士市の国民保護計画(案)について学習した。憲法9条では戦争しないと書いてあるのに、市の計画には武力攻撃事態法による予測される4つのパターンとして、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻

各会のイベントなど

年金九条の会(富士・富士宮)

11/30 憲法学習会…鷹岡公民館で午後1時より

鷹岡9条の会(準備会)

11/18 準備会…鷹岡市民プラザで午後1時30分より

核兵器廃絶平和富士市民の会

11/20 映画『蟻の兵隊』上映会…ラ・ホール多目的ホール 昼:午後1時30分/夜:午後6時30分 チケット1000円

ぬまづ憲法9条の会

11/23 「9条ガンバレみんな集まれ1周年」～改憲の潮流とどう対応するのか/伊藤恭彦(静大教授)、アジアの視点から見た憲法9条/李文子(フリーカメラマン、在日コリアン2世)、9条つぶしの安倍政権/片岡伸行(週刊金曜日副編集長)、おくにことばで憲法を…沼津労政会館3階ホールで午後1時30分～

次回は11月30日。(左記参照)

【註】市の国民保護計画(案)は各公民館で閲覧できます。知らぬ間に戦争する国づくりが進んでいます。

私たち戦争、空襲体験者は戦時体制下、国民の保護は後回し、軍事優先の状況を熟知しているだけに、この計画なるものは絵空事で危機感を煽り立て、一層軍事体制に国民を追い込むものになるのではないかとこの意見が相次いだ。みんなよく検討し、ハブブリックコメントに意見を出していこうとまとめた。

DVD・ビデオ

- ◆九条の会全国交流集会 6.10日本青年館/九条の会
 - ◆映画『日本国憲法』[ジャン・ユンカーマン監督]
 - ◆ビデオ『新しい憲法のはなし』
 - ◆講演「憲法とは何か?今の改正論議に併せて」小長谷保氏/富士・九条の会
 - ◆講演「日本国憲法と教育基本法」石田義明氏/富士・九条の会
- ※以上、事務局にあります。 どんどんご活用下さい。



10月の活動報告

10・3 世話人会▽事務局会議▽映画『日本の青空』製作協力の広報・支援▽いま 戦争体験を語る、聴く」の広報・準備▽ニュース発行、HP更新、缶バッジ販売ほか。

今後の予定

□11月22日(火)「いま 戦争体験を語る、聴く」望月寅雄さん、佐藤清さん、橋口傑さん:午後6時30分よりラ・ホール富士にて

□12月18日(月)第9回世話人会

平和憲法を守るための映画作りに参加しませんか?

映画 日本の青空

監督:大澤豊 / 脚本:池田太郎
出演:高橋和也(鈴木安蔵)、藤谷美紀(鈴木俊子)、加藤剛(高野岩三郎)、穴戸開(白州次郎)他
製作協力券*(1枚1000円)

※ 製作を支援する券ですので、製作の準備から製作終了までの期間に発売するものです。映画完成後には、全国どこの上映会(有料試写会を含む)でも鑑賞いただける券です。(「前売券」とは質の異なるものです。)

お問合せは富士・九条の会事務局へ

11月はいはクランクイン!

第9回世話人会

12月18日(月) 午後6時30分～8時30分
ラ・ホール富士
世話人以外の方もどうぞ。多数のご参加をお待ちしています。

10月29日現在
呼びかけ人 305名
賛同者 計 787名

新政権下での改憲の動きと集団的自衛権

小沢隆一（九条の会事務局）

はじめに

安倍内閣がスタートしました。彼は、自民党の総裁選で、「5年近く」で憲法を改正することを公約にし、所信表明演説では、憲法改正手続法の早期成立を期待し、集団的自衛権について憲法で何が禁止されているか個別、具体的に研究すると述べました。これについては、首相直属の「勉強会」を立ち上げるそうです。

安倍氏の改憲論の特徴は、①明文改憲と解釈改憲（政府解釈の変更）の両刀遣い、②「古いイデオロギー」の蔵出し、③従来の政府による集団的自衛権解釈批判を前面にしていることなどです。彼の改憲論とりわけ集団的自衛権論批判の問題点を検討してみます。

1. 集団的自衛権は自然権か？

安倍氏の著書『美しい国へ』では、「集団的自衛権は、個別的自衛権と同じく、世界では国家がもつ自然の権利だと理解されている」、「日本も自然権としての集団的自衛権を有していると考えるのは当然であろう」などと書かれています。

集団的自衛権とは、「国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力行使を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」のことです。この権利は、確かに、国連憲章51条で「固有の権利」と規定されていますが、国際法学の主流的学説では、国連憲章によって「発明」された新しい権利であり、『固有の』という形容詞が、とくに実質内容的な意味をもつとみることは困難である（高野雄一『集団安保と自衛権』60頁）とされています。

また、国連憲章51条は、自衛権の発動の条件を「武力攻撃」が発生した場合に限定し、国連の集団的安保措置がとられるまでの間に限るなど、自衛権の行使を制限しています。安倍氏の議論は、こうした点をまったく無視する暴論です。

2. 憲法で禁止されていない集団的自衛権の行使の研究とは？

また、安倍氏は、憲法が禁止されていない集団的自衛権について研究するとしています。彼が根拠にしているのは、祖父の岸信介元首相が、1960年安保改訂の際に国会で行った、「他国に基地を貸して、そして自国のそれと協同して自国を守るといふようなことは、当然従来集団的自衛権として解釈されている」（1960年3月31日参院予算委員会）という答弁です。

しかし、基地供与と日本の共同防衛が集団的自衛に当たるのだとする議論は、60年安保当時、野党や安保条約を批判する学界などから提起されていたものなのです。岸内閣は、結局こうした批判をかわすために、「安保条約5条に基づく共同防衛は、日本にとっては、個別的自衛であって集団的自衛ではない」という議論でかろうじて切り抜けました。安倍氏が、こうした歴史的経緯をどれだけ理解して古い議論を持ち出しているのか、疑問です。

それでは、同氏が集団的自衛権についての政府の解釈変更を要求する真意はどこにあるのでしょうか。それは、日本は集団的自衛権を保有しているし、すでに行使しているという議論を突破口にして、日米同盟強化への障害を除去しようとしているのだと思います。彼が、集団的自衛権の解釈変更を要求する根拠としてあげているのは、①弾道ミサイル防衛（BMD）における米本土に向かうミサイルの撃墜、②公海上で自衛隊の艦艇とともにいる米軍艦艇の防衛、③イラクで活動している英豪軍が襲われた際の救出などを可能にしたいということです。いずれも、日米同盟強化を目指す上でかなめになるものです。

3. 安倍氏の改憲論の危険性と私たちの課題

彼の改憲論は、①日米同盟一辺倒、②「同盟による平和」至上主義という特徴があります。また、対中国外交についても、手前勝手な日中「政経分離」論を展開しています。これらは、平和の構築よりもその破壊をもたらす危険性をもっています。

こうした危険な改憲論に対抗するために、私たちは、①日米軍事同盟の強化が平和を破壊すること、②今の政府の憲法9条の解釈の背後には平和を求める国民の世論の圧力があること、③アジアにおける平和構築と9条の堅持とは相互補完の関係にあることをしっかりと認識する必要があります。

私たち「9条の会」がすすめる運動は、そうした長い射程と大きな意義をもつものであることをつかんで、この運動をさらに大きく広いものにしていきましょう。

※以上、「九条の会」ホームページより (<http://www.9-jo.jp/news/gakusyuuikai/061007ozawa.doc>)